■　第12回（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会　会議録【確定】

〇日時：平成26年10月16日（木）　午後７時から

〇場所：新潟市役所本館３階　対策室

〇出席者

・委　員：伊東委員、金子委員、川崎委員、熊倉副座長、角家委員、佐藤(佐)委員、佐藤(洋)委員、正道委員、白柏委員、竹田委員、田中委員、遁所委員、長澤座長、長谷川(イ)委員、桝屋委員、松永委員　計16名

・関係課：保育課長補佐、こども未来課育成支援係長、広聴相談課長、こころの健康センター精神保健福祉室長、保健所保健管理課長、産業政策課長、住環境政策課長補佐、都市計画課長補佐、土木総務課計画係長、中央区健康福祉課長補佐、教育委員会学校支援課特別支援教育班総括指導主事　計11名

・事務局：福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課員５名

〇傍聴者：７名（うち報道１名）

１．開会

（司　会）

皆様、こんばんは。ただいまから第 12 回（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会を開催いたします。本日は、お忙しい中検討会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は本日の進行を務めます障がい福祉課課長補佐の大倉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては、議事録を作成しますのでテープ録音をご了承いただけますようお願いいたします。また、委員の皆様のご発言の際には、職員がマイクをお持ちいたしますので、お手数ですが挙手をお願いいたします。

会議に入ります前に、配付資料の確認をお願いいたします。まず始めに、本日机の上にお配りしたものとして本日の次第、それから皆様の名簿、座席表、資料６、参考資料１、参考資料２となります。また、事前にお配りしたものといたしまして、当日の検討会でご議論いただきたいポイントという資料、それから資料番号を振っております資料１、資料２、資料

３、資料４、資料５を事前にお配りいたしました。さらに、ご案内しておりましたけれども、９月に配付しました前回の資料３、Ａ３判の条例のたたき案が載っているものです。こちらも本日使いますので、以上が今日、必要となりますが、お手元にございますでしょうか。過不足ございませんでしょうか。

次に、条例たたき案の第３章の部分については、前回のときに今回お示しするとお伝えしていたところですが、少し作業が遅れているという状況でございまして、次回以降にお示ししたいと考えておりますので、ご了承願います。

次に、当検討会では傍聴される方にその傍聴した感想、意見を検討会に伝える仕組みを設けております。傍聴された方からいただいた意見や感想につきましては、今回お配りしました参考資料のように、皆様の参考資料として配付させていただきます。傍聴されている方におかれましては、もしご意見等ございましたら後ほど事務局にご提出いただけますようお願いいたします。

２．部長あいさつ

（司　会）

それでは、開会に当たりまして佐藤福祉部長よりごあいさつを申し上げます。

（佐藤福祉部長）

皆さん、こんばんは。福祉部長の佐藤でございます。

本日はお忙しい中、当会議に参加いただきありがとうございます。この条例検討会、先月、５か月ぶりに再開させていただいて、中間とりまとめ後の条例化に向けたたたきの案をまず検討していただいているところでございます。先回の主な論点としては、民間事業者に対して合理的配慮を求めることについて努力義務にするのか、あるいは法的な位置づけで義務化してしまうのかといったところについてご意見をいただいたところでございます。確かにいろいろな論点があるところではありますけれども、この条例の趣旨、そういう問題が起きたときには話し合いによって解決していくということを再度確認させていただいたと考えております。

今回、机上配付させていただきました参考資料２ということで、新聞記事、読売新聞に書いていただいたものでございますけれども、かなり大きく取り上げていただいたものでございます。今後、市民の皆様のこの条例に関する関心が高まっていくよう、我々もＰＲに努めていきたいと思いますし、また、マスコミに取り上げられるよう働きかけていきたいと思っております。

次第にもあると思いますが、前回の積み残しの部分の整理、それから相談機関の調整委員会等、差別解消を推進する機関がこの条例での重要な役割を持つというところがございますので、この辺について意見をいただき、議論を進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。本日は、お手数をかけますが、よろしくお願いいたします。

（司　会）

次に、議事に移ります前に本日の委員の出席状況でございますが、片桐委員より９月をもって委員を退任したいという申し出がございました。事務局として了解いたしましたので、委員は 19 名となります。本日は、石川委員、和田委員から欠席の連絡をいただいておりますので、合計 17 名の出席となります。長谷川美香委員がまだお見えでないようですが、出席は 17 名となります。

それでは、これより議事に移らせていただきます。議事については長澤座長に進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

３．議事

（１）第 11 回検討会のまとめについて

（長澤座長）

よろしくお願いいたします。次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

最初に、議事の１、第 11 回検討会のまとめについてです。資料１では意見交換会に出された意見に対する前回検討会での主な意見と、前回お配りした資料３の一番右側の欄の再検討案について整理してあります。資料をごらんいただき、何かご意見がありましたらご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。では、また何かお気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。

（２）条例（たたき案）について

（長澤座長）

では、次の議事に移らせていただきます。議事の２、条例たたき案についてです。まず、本日の進め方ですが、最初に前回の積み残し事項がいくつかございます。まずはそちらを議論いただきたいと思います。それから、当初は最初から条文を一つずつ見ていくとお伝えしておりましたけれども、前回の議論を振り返ったときに相談機関や調整委員会、条例推進会議に関する意見が多く出されていたことから、たたき案の第 10 条から第 18 条の部分につい

て先に議論いただき、その後、名称、第１条に移りたいと考えております。

それでは、積み残し事項のうち、前回お配りした資料３の 15 ページの意見、（94）から（98）についてご意見をいただきたいと思います。なお、こちらについては時間の都合もありますので、一括してご意見をいただきたいと思います。事務局の再検討案が示されておりますので、意見がない場合は事務局案のとおりとさせていただきます。前回の資料３の 15 ページの意見をご覧いただきながらご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

性同一性障がいに関して、（96）に関しては文言を盛り込むという、性とか生殖などの部分での文言を盛り込んでほしいですとか、精神障がいのある方への生活保障という項目を入れてほしいですとか、そういった項目があります。それに対しての事務局案が三つ示されております。

（桝屋委員）

桝屋です。

（94）、（95）についてですけれども、性同一性障がいについては個別規定を設けるのは確かに大変だと思います。ただ、障がいの中に精神障がい、知的障がい、身体障がい、難病などという項目に、障がいとは何を指すかについてもう一つ別に性同一性障がいを入れてもいいのではないかと私は考えています。なぜかといいますと、これも本当に今現在の法律のガイドラインからすると性同一性障がいを精神障がいという一つのくくりの中に入ってはいるのですけれども、それとはまた別のものだと私は考えています。私自身も付き合いが、性同一性障がいを抱えている方も中には何人かいらっしゃいまして、やはり、みんな口々に精神障がいと一緒にしないでくれと、私たちはそういうものではないと叫んでいます。やはり認めてほしいと、存在そのものを認めてほしいと。なかったことにしないでほしいと切実に訴えているということがあります。それを新潟市でも認めたほうがいいのではないかと、性同一性障がいを障がいの一つの項目の中に規定してもいいのではないかと私は考えています。

（長澤座長）

ありがとうございました。個別規定を設けるなど、認めていただきたいというご意見でした。

（田中委員）

田中です。

（92）に関することなのですが、提案では基本理念の条文は用意されていないのですけれども、この間、第 11 回までの議論を聞いていますと、条例の背景になるような考え方であるとか運用の方向を示すような考え方について、いくつか重要な発言があったかと思います。前回であれば、だれかを悪者にするような条例を目指しているわけではないという趣旨の発

言が複数あったかと思います。先回お配りいただいた参考資料２などを見ますと、そういった条例の考え方であるとか運用の方向を示すような条文が基本理念という形で組み込まれている条例が多数見受けられます。例えば、５ページから６ページにかけて、長崎県の前文と第３条の基本理念の規定がありますけれども、そこに第３条で掲げられているような事柄というのは、それまでこの検討会の議論でも委員の方々からご発言があったこととかなり重なるのではないかと思います。とすれば、こういう規定を整理して組み込むというのも一つの考えなのではないかと思っています。

（長澤座長）

規定というよりも理念、前文といったところに今のようなことも記述を入れるというご意見です。ありがとうございました。

（遁所委員）

遁所です。お願いします。

（93）のハラスメントについてなのですが、自分たちの学習会でも出たのですが、女性会議等でも一番虐待、ハラスメントを受けるのは障がいを持った女性であるということとか、自分の実体験でも、今はやっていないと思いますが、某国立の静岡県にある、もうすぐなくなるところですけれども、そこに入所するのも女性は子宮摘出とかそういうことが行われていた実態があります。今はもうないのですけれども。それから、昔で言えばハンセン病の方がハンセン病のところに入れられる前に同じようなことをされたり、男性もカットされたりということを聞きます。これがもうないならいいのですけれども、やはり、直近の弁護士会の大会でも女性の人権というところでハラスメントのところがかなり割かれていたということなので、これは条文に盛り込むべきだと考えます。

（長澤座長）

ありがとうございました。ハラスメントに関しては、前回資料のまとめの５ページに規定を盛り込むということで同意が得られていたかと思います。

（長谷川（イ）委員）

長谷川です。

（96）のところなのですけれども、障がいがある人も結婚して子どもを育てたりしてもらいたいのですけれども、この前、関東ブロック大会に行ってきたのですけれども、そこのところでは友愛の集いというものがありまして、いろいろな県の人たちが、行政主催でそういうことをやっていたのですけれども、みんな全部参加してもらいたいと言われたのですけれども、新潟市と新潟県は反対というかそういうあれがないので、反対はしてきたのですけれども、こういうものが条例に盛り込まれれば、何年か後には新潟も合同友愛の集いというも

のが回ってきますので、ぜひ、こういうものを盛り込んでもらいたいと思います。

（長澤座長）

今のは（96）についてですね。それに対して、事務局としては目的の中にこういったことが含まれているので、特に強調しなくてもいいのではないかということですけれども、長谷川（イ）委員はそこを強調したほうがいいというご意見ですよね。ありがとうございました。

まず、性同一性障がいについて、二つ意見が出されましたので、最初に性同一性障がいについてのご意見、ほかにいらっしゃいますでしょうか。

（佐藤（洋）委員）

佐藤です。

意見ではありませんが、もし、ここの席でお分かりだったら教えていただきたいと思います。桝屋委員が性同一性障がいは精神障がいではないと、そう見てほしくないとおっしゃったと思うのですが、私もその性同一性障がいは精神障がいではないと思っていました。しかし、社会的には精神障がいとくくられているのか、その辺り、少し勉強不足で分からなかったので、分かったら教えていただきたいと思います。

（長澤座長）

事務局、いかがですか。

（事務局）

こころの健康センターの治と申します。

現時点では、まさに委員おっしゃったように、まず、精神保健福祉法の第５条では精神障がいということが規定されていまして、統合失調症あるいは精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいうと、法的にはそういうくくりになっております。では、精神疾患というのはどういうことかというと、やはり診断の基準がありまして、いくつか種類があるのですけれども、最近改訂されたもので、ＤＳＭ－５というものがありますが、アメリカの精神医学会の精神疾患の診断統計マニュアルのことで、これは約 19 年ぶりに改定されたのですが、性同一性障がいという訳ではなくて、性別違和と訳されています。性別違和というのは、その人にとって経験または表出されるジェンダー、性のことですが、指定されたジェンダーとの間の不一致に伴う苦痛を意味すると記載されています。今の段階ではそういう形で精神疾患の中に入っています。ですから精神障がいといっても、非常に幅が広いですので、いろいろなイメージを持たれることが多分あると思います。

（長澤座長）

佐藤（洋）委員、よろしいでしょうか。

（佐藤（洋）委員）

難しいけれども分かりました。ありがとうございました。

（長澤座長）

法的根拠はＤＳＭ－５などの診断マニュアルから来ているということです。

この性同一性障がいの位置づけについて、いかがでしょうか。

（川崎委員）

条例に盛り込むかどうかという結論で申し上げますと、盛り込まないほうで申し上げます。というのは、今回たたき案に出てくる定義のところで、障がいということに関して列挙しています。ただ大くくりなので、個別の障がいを上げていきますと性同一性障がいに限らずもっと載せなければならないことになると思います。確かに桝屋委員おっしゃったように精神障がいという中にくくられていることに抵抗があるという思いもおっしゃるとおりだと思うのですが、ここではやはりそれだけではないはずなので、その他心身の機能の障がいという、障がいを定義し、なおかつ障がいのある人というところでは、障がい、そして社会的障壁によりということで、相当な制限を受ける状態にある人という言い方で定義をされています。この中に包括的に含まれるというように条例では理解するべきだということで、今のたたき案のほうを支持いたします。

（長澤座長）

ありがとうございました。たたき案支持、入れないというご意見だったと思います。

（佐藤（洋）委員）

佐藤です。

たたき案に含まれる、これは私もいいのです。そして、私たち市民がそういうことも含めて知っているというか、いろいろなことで私たちは受け入れられる、そういう心構えなどがあったほうがいいと思います。このたたき案はこれでいいのですけれども、例えば、当事者の桝屋委員とかいろいろな障がいのある方でもとても悩みは大きいと思うので、私たち市民がそれをきちんと受け止められる社会になる方向性、その気持ちを大事にしていけたらいいなと思っています。

（川崎委員）

川崎です。

すみません、先ほどのところで言い忘れたことが１点あります。条例に盛り込むことの議論は大切なことではありますけれども、ただ、これを決して切って捨てるとかそういうことではなくて、条例の中にはこれが込められていますということを、検討会の最終とりまとめで具体的にしっかりと記すということで、検討会できちんとそういったものを取り上げ、ま

た、「そういったことに対する差別なり配慮というものに関してもきちんと取り組んでいくこと」を求めるという趣旨のことを、この検討会、最後の最終とりまとめの中で活かしていくことで、条例に個々のものを盛っていくということではあまりに条例が盛りだくさんになってしまいますので、最終とりまとめで活かしたらいかがかと申し上げたいと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。そうすると、例えば、前文ですとか理念とかそういうところに障がいの多様性とか理解を深めるとか、そういったニュアンスの文言を入れて、最終的に桝屋委員が述べられたようなご意見がこの辺の文章に反映されているというような提示を最終とりまとめでしていただくという方向でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、最終とりまとめのときにその辺が生かされるようにお示しいただくように、よい文言等をご検討いただきたいと思います。

次に、（96）条について、結婚、出産等に関してももう少し強調するというご意見だったのですが、この件についてはいかがでしょうか。事務局案ではもう含まれているという説明でした。

（長谷川（イ）委員）

含まれている、この条例はそれでいいのですけれども、具体的にこの条例がそれだけであと何もしないのでは全然進歩がないと思うのです。何年か前に県で、どのくらい前か知らないのですけれども、県でそういうことをやっていて一緒になって結婚して、私たちの障がい者の会に夫婦で障がいの人もいますし、そういうところで出会って幸せに結婚している人も大勢いるので、そういう人を見ていると、そういうものがあってもいいのではないかと思うのです。条例は条例としてそういう機会のようなものを作っていただきたいと思います。

（長澤座長）

ありがとうございます。ちなみに、この条例が制定されて、今、長谷川（イ）委員がいろいろと今後の課題として述べられているものに対して、何か改善する見通しなど、なにかもしお話しいただけるものがあれば、その辺どうでしょうか。これが一つの起爆剤となって何か後押しできることがございますか。

（事務局）

今の時点でどうしようかというところはご回答できないのですけれども、そういうご意見をいただいたので、今後また何かの施策にいかされるかどうか、検討していきたいと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。では、この辺は事務局案どおりできちんとこういう願いが込め

られているのだという解釈で行きたいと思います。

改めて、（94）から（98）についての事務局案について、いかがでしょうか。

（角家委員）

角家です。

意見というより確認なのですが、先ほどの意見にもあった複合差別の点については何らかの形で条例に盛り込むという方向で検討することになるのか、それともすでにこの中に含まれているということになるのか、少し確認します。

（長澤座長）

先ほど遁所委員から出た話ですね。今までの話し合いの経緯からすると、記録上からだとどうなっていますか。

（事務局）

すみません、少し確認させてください。ハラスメントの関係ということでしょうか。

（角家委員）

角家です。

障がいを持っていて、かつ女性であるという人は、障がいであるということと女性であるということの二つ、複合的な差別に遭っているということについて、何らかの言及が必要ではないかということです。

（事務局）

今現在、事務局案ではそういう取り扱いになっておりませんので、委員の方々の総意としてそういう文言が必要だということであれば、また事務局案として検討していきたいと思います。

（角家委員）

ハラスメントとしてではなくて、複合的な差別があるということについて、例えば、前回配付していただいた参考資料２の８ページに記載されている京都府条例の基本理念を示している第２条の４に書いてあるものを参考に何かできるといいのではないかという意見を申し上げます。

（長澤座長）

何らかの記述を盛り込むべきではないかというご意見ですが、ほかにいかがですか。

（桝屋委員）

桝屋です。

私もおおむね賛成なのですけれども、これについては、女性だけではなくて男性についても、男のジェンダーでもそういうことがありえるので、実際私もそういう差別を受けまして、

男のくせにこんなことすらできないのかという言葉もずっと受け続けてきたので、やはりそれについては男だろうと女だろうとジェンダーは関係なく、そういうことは差別に当たるものということを規定して盛り込めばいいのではないかと思います。

（長澤座長）

ありがとうございます。盛り込むことに賛成というご意見でした。賛成という、入れる方向でよろしいでしょうか。特に反対というご意見はございますか。

それでは、複合的な差別についてもこの条例の中に何らかの記述を入れるということで、まとめていただきたいと思います。

ほかに（94）から（98）についていかがですか。

（竹田委員）

竹田です。

（97）、（98）で事務局からのまとめということで、個々のサービスの拡大については障がい者計画の中で検討しますというまとめ方をしていただいています。これを見て改めて思ったのですけれども、ちょうど障がい計画、障がい者計画の策定時期と、今、まさにダブっているわけです。この条例を今作るということの、まさに新潟市の今ということで考えると、具体的なものを盛り込む、障がい者計画の中に条例がどういう位置づけで存在するのかということはどこかで明確にしておく必要があるのかなという気がするのです。その辺のところを、前文なのか基本的な最初のあれの中で述べるのか、どこで述べるのかについては私もまだアイデアが浮かばないのですけれども、ぜひ、どこかで、この（97）、（98）のまとめの中で検討しますということを書いてありますし、障がい者計画、我々が作っている条例とどういう関連性にあるのかということを、ぜひ、位置づけが明確に分かるような形で記載していただけるとありがたいと思います。

（長澤座長）

ありがとうございます。（97）、（98）についてもどこか前文なりそういったところにこれに関する記述を入れてほしいというご意見でしたが、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

（事務局）

やはり６月議会でも同様のご質問をいただきまして、そこでは条例の趣旨を踏まえて、計画は６年間の計画と３年間のサービス量を規定した計画を２回にわたってやるという中身になります。答弁としましては、条例の趣旨を踏まえて計画を策定していくということを考えておりますので、条例の中にそれを盛り込むというよりは、計画をその条例を踏まえて作っていくという方向で考えております。

（長澤座長）

竹田委員、よろしいでしょうか。となると、特に入れなくてもそちらに生かされていくと解釈していいかと思います。

（94）から（98）について、よろしいでしょうか。

それでは、この件はいったん終了いたしまいて、次の積み残し条項に移っていきます。まず、民間事業者に対する合理的配慮を義務規定とするか努力義務規定とするかについてです。こちらについては、資料１の第 11 回とりまとめにあるとおり義務規定と努力義務規定との違い、ほかの都市の効果を見て判断しようということで、前回、積み残した部分となっています。また、公表についても、ほかの都市の公表までの手順を参考に、より慎重な手順について検討しようということで積み残しになったかと思います。そこで、最初に、義務規定と努力義務規定の法律上の違いと公表の法律上の位置づけを角家委員からご説明いただきます。角家委員、よろしくお願いいたします。

（角家委員）

まず、努力義務と法的義務の違いについて、法的拘束力の点と法的な効果の点についてから説明させていただきます。まず、法的義務とした場合ですが、この場合には、当然、法的な拘束力を生じますので、最終的に裁判所によって履行の確保が担保されるということになります。また、法的効果については義務違反の行為は違法、無効とする効果が生じると言われています。

一方、努力義務のほうですけれども、前提として努力義務には大きく二つの類型があるということを最初にお話しします。まず一つは、訓辞的、抽象的努力義務規定と言われるものです。これは法令の基本理念や目的を示して、その方向に沿った当事者の努力を抽象的に促す趣旨の規定です。その性格上、具体的な履行を強行的に規制することを想定していないというものになります。

もう一つが具体的努力義務規定と言われるもので、今回の合理的配慮のところで問題となるのはこちらです。これは内容に具体性があって強行規定ないしは禁止規定によって規制することが可能な事項でありますが、そのような法規制の立法化の合意が得られない、あるいは立法化は時期尚早だとして努力義務規定にとどめられるというものと説明されています。その性質から、過渡的規制猶予的義務規定と呼ばれたりもします。この努力義務の場合、法的拘束力はどうなのかということですが、これは拘束力が生じないということになりますので、裁判所によって履行の確保が担保されないということになります。次に、法的効果ですが、抽象的努力義務の場合は具体的な効果は生じません。具体的努力義務の場合も、義務違反の行為を無効とする効果は生じません。ただ、法制上、行政指導の根拠となるという範囲

で効果を生じると説明されているところです。そこで、行政庁は指針を示して、それに基づく履行を促して、さらに助言、勧告等を行政指導することが可能となります。それによって努力義務規定の内容の実現が図られるということになります。というのが、今、特にされている説明だと思います。

続いて、公表が実情の罰則ではないかという点について、説明させていただきます。まず、罰則とは何かということですが、これは刑罰や行政罰を定める規定のことです。では、今、問題となる行政罰というのは何かというと、行政刑罰と行政上の秩序罰のことを言います。さらに、行政刑罰とは何かというと、行政上の義務違反行為に対する制裁として科される刑罰です。もう一つの行政上の秩序罰というのは、行政上の秩序の維持のために違反者に制裁として金銭的な負担を課すものです。この行政罰を定める規定が罰則ということになります。では、公表とは何かということですが、これは公法上の義務の不履行あるいは行政指導に従わないといった事実があった場合にその事実を一般に向けて公表することを言います。これは罰則ではなくて、行政の処分性はないと言われています。ただ、この公表には二つの機能があると説明されています。一つは、一般に向けて情報を提供する機能。もう一つが事実上の社会的制裁を与えるという機能と説明されています。事実上の社会的制裁というのはどういうことかというと、例えば、公法上の義務の不履行があったとして、ある企業の名前などが公表された場合、企業は社会的な信用を失うことになります。ひいてはそれが経済的な損失につながるということもあります。そうしたことがあるために、公表の制度があると心理的な圧迫によって義務の履行が確保されるという面があります。今、説明したのが罰則と公表の違いになりますので、二つは制裁としての面を有しているという点では共通します。ただ、法律的には別のものということになります。

（長澤座長）

ありがとうございました。

今、民間事業者に対する合理的配慮の不提供について説明いただきました。資料２にある先行実施したほかの都市の効果を踏まえながら、ご意見をいただきます。資料２をご覧ください。主な回答として、条例により禁止されている行為であることを相手方に毅然として指摘できると。義務規定だからといって強制的に改善を求めることはせずに、事業者と障がい者との話し合いにより問題を解決することとしているため、努力規定との違いを感じないなどが上げられていますので、こういった先行実施の都市の結果も参考としながらご意見をいただきたいと思います。

では、義務規定とするか努力義務規定とするか、改めて皆さんのご意見を伺います。

（金子委員）

やはり、この条例は障がいのある人も、特にない人、健常者、一般市民に知ってもらうという意味が強いと思うのです。私は努力ではなくて義務だと。努力はふさわしくないと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。法的義務としていただきたいというご意見だったと思います。

（佐藤（洋）委員）

佐藤です。

私は努力義務にしておいたほうがいいのかなと思っています。本当に素人考えですけれども、制裁を加えた場合、先ほど角家委員から説明がありましたように、社会的制裁、法的義務にした場合、企業は倒産というか、そこまで行かないかもしれないけれども風潮によっては非常に社会的な打撃を受けて業務が成り立たなくなる場合もあるのではないかと私は思っています。そうなると、例えば、大きい話、そういう風潮で会社が倒産したとなると、そこに働いていた人も全部仕事を失います。私はそういうところまで考えたら法的義務より努力義務にして、最後は私どもが打ち出している市長の勧告とかそこで終わらせたほうがいいのではないかと思います。

私も人権に関して相談を受けている中で、やはりお互いの話をお聞きしながら話し合いをして、とにかく円満に解決していきましょうということで収めているのがほとんどで、そうでなければ全部専門の弁護士とか法的な措置でするほうに全部回っていただくということをしているのですが、やはり私はそこはとにかく話し合いをして円満にして、そして障がいのある人もない人も人としてしっかりみんなで生きていきましょうという方向付けをしたほうがいいのではないかと私は思っております。

（長澤座長）

ありがとうございました。反対意見ということでございました。

（竹田委員）

竹田です。

この問題については本当に揺れ動きながらみんなで議論してきた経過があると思うのです。今回、資料２ということで、障がい福祉課ですでに法的義務にした自治体に関しての意見照会をしていただいて、その回答３ということで示されている内容というのは、恐らくこれは千葉県条例だろうと思うのですけれども、条例案を検討する中で法的義務を主張する条例制定検討協議会（県議会議員のみで構成）側と努力義務としたい民間事業者の間で議論が分かれたが、法的義務としたうえで除外規定に該当する例をまとめた「逐条解説」を作成するということで案がまとまった経緯があるということです。私も千葉県条例のホームページを見

まして、どういった形になっているのかなと思ってみたら、逐条解説の資料だけがとても分厚いのです。125 ページあるのです。逐条解説で個々の条例に関して、決してこれは、今、いろいろな形で法的義務にした場合の企業側の過大な負担ということに関して、そういうことではないのだということをかなり丁寧に説明しておられます。実際、国の差別解消法でも努力義務になっているわけですけれども、その努力義務になっている項目に関して施行後３年後の見直しの対象という項目が設けられて、基本的には法的義務にしていく方向で検討が行われることも聞いております。そういったことを考えていくと、３年後の見直しということになると、私どものこの条例が発足して間もなくということになるわけです。そういったことから考えても、やはり法的義務ということを、上出しという形になろうかと思いますけれども、新潟市は８番目に法的義務とした自治体としてやっていったほうがいいのかなと思っています。

併せて、これは弁護士から聞いたのですけれども、障害者差別解消法の中で努力義務になっていますけれども、ただの努力義務ではなくて助言、指導、勧告などの対象になって報告、聴取に従わない場合は罰則も科せられる内容になっているようなのです。ということは、障害者差別解消法の文言的には努力義務という形の文言になっていますけれども、中身的には法的義務に限りなく近いといいますか、限りなく法的義務の内容だということが読み取れるという解説を伺いました。そういったことからかんがみても、この時点で新潟市が作っていくうえでは、やはり法的義務ということにして、先ほど佐藤（洋）委員がおっしゃったように、法的義務だから問答無用でこれは絶対にやらなければだめなのだという運用をこの条例でやるということではなくて、徹底して双方の意見を聞いたうえでどこで折り合いがつけられるかという過程を大事にする条例なのだということをさんざん私たちは話してきていますし、また、これからの体制の中でもそこを担保していかなければならないと思うので、逐条解説の作成も含めて、私としては法的義務でいってほしいと考えています。

（長澤座長）

法的義務を支持するというご意見です。

（遁所委員）

遁所です。

義務規定にしてほしいと前回も理由を込めてお話しした内容なのですが、それからいろいろと事例をかんがみるに、今回も日本代表戦がビッグスワンでありましたが、もう昔になりますけれども、ワールドカップが来たときに新潟日報に新潟交通は素晴らしいと。なぜ素晴らしいかというと、ビッグスワンまでノンステップバスを全部出して滞りなく運営したと。世界一だと世界の人が評価していた。ところが、ワールドカップを過ぎると何なのだとなり

まして、ですから、そこのところはそれで仕方がないのかなと思いますけれども、さすがにリフトバスとノンステップバスをとらえたときに、私たちがノンステップバスではなくてリフトバスを入れろとか、車いすも乗るとか、それは事業所が判断してもいいと思うのです。というのは、リフトは壊れやすいですし、それから特定の車いす利用者しか使えない。しかし、ノンステップバスを入れてほしいと言えば、最初それはコストがかかりますけれども、普遍的に広まれば、日本中にノンステップバスは広まっています。新潟交通が今日は欠席していて残念なのですが、３分の１はノンステップバスになっています。やはりそういうことを期待するのです。今すぐ入れろということではなくて、そういう先見的な目を持った事業主、倒産しない事業主になってほしいということも込めています。

制裁があるアメリカのリハビリテーション法だと、やはり高齢者、障がい者に使いにくいコンピュータ機器は罰則されるとなったとたんにアメリカの法的な機関はすべてユニバーサルな使いやすいコンピュータになったと。それも松下、ソニー、ＮＥＣとかみんな研修しに行って日本に持ってきたと。そのおかげで松永さんはそうやってデータで情報を読み取れますし、私も音声入力で文章を綴ることができます。これがもしお金がかかるからいやだと、努力義務にしてほしいとなったら、いつまでたってもコンピュータは進歩しないということになります。

竹田委員がおっしゃったように、どうしても裁判にかけるということではなくて、話し合いに持っていくか、過度にお金がかかることを要求した場合、すみません、もう少し長くなりますけれども、前からずっと相談に乗っているＪＲ東日本なのですが、車いすの長さが 120 センチ以上だと乗れないのです。130 センチ、140 センチであれば自動ドアもきちんと閉まるのに乗れない。それは内規を変えればいいだけで、これは全然お金はかかりません。ここまで努力義務にしたら、アメリカから来る大きい電動車いすの人が新潟空港に降りて東京に行こうとしたらもうどこにも行けないという、これは日本の恥に、言い過ぎかもしれませんが、とにかく先見的な目を持ったところで事業主は頑張ってほしいと。先回は非常に穏やかに言いましたけれども、今回は本当に事業主を応援するという意味を持って努力義務にして妥協しないで義務規定にして、腹をくくってできないものはできないと謝って、裁判になってもどうせ勝ちますから大丈夫だということで、あとは、もしだったら３年後の見直しとかそういうところも入れながら、ぜひ、義務規定に向けて民間事業所も頑張っていただきたいと思います。

実は私も民間事業所の経営者で、自分で言いつつ首を絞めているような気がしますけれども、ただ、同じようなことで頑張っていきたいと思いますので、意見を述べさせていただきました。

（長谷川（イ）委員）

長谷川です。

この条例はあくまでも障がい者の差別のことで事業者のことではないと思うのです。障がい者のことを考えて100パーセント障がい者の人を考えた要領を作ってもらいたいのです。それで話し合いが事業者とできれば一番いいのですけれども、それがもしできなかった場合に、テレビとかそういうところで虐待とかいろいろ言われていますけれども、そういうものは事業者の人たちもいろいろ不満があったりすることがあると思うのです。

それで、昨日も少し別の人と話をしていたのですけれども、仕事の割には給料も安くて不満が出てくるのではないかということで、結局、障がい者の方に当たるのではないかという話も出たりしていたのです。私たちの佐藤会長もよく言っているのですけれども、事業所に外部の人を入れたらどうかということなのです。例えば、全然関係ない人が一人そこの中に入っていれば、その中の人たちの態度が変わると思うのです。

それで、少し条例とは関係ないかもしれないのですけれども、私は法的義務のほうに賛成です。

（佐藤（佐）委員）

経営者協会の佐藤でございます。

事業所の代表というところもございますので、発言させていただきます。この条例そのものが障がいのある人もない人も共に生きるという趣旨により検討されてきているものでありまして、また、先ほどから話し合いとか理解されるようにという言葉が出ております。ということであれば、やはり義務とするような強行規定はなじまないのではないかと考えております。とにかく説明して理解を得るということであれば義務とする必要はないでしょうし、義務規定ということになりますと、半ば強制するような感じを受けますし、そういった対応が出てくる可能性もゼロではない、否めないということになります。そうなりますと、事業所からは反感を買う可能性が出てくるということになりまして、かえって障がい者の方を敬遠するようなことになりはしないかという懸念もございます。また、実際に起きた事案が、合理的配慮の不提供かどうかということが争点になりますと泥沼化する可能性も出てくるわけで、これも非常によろしくないことではないかと考えております。この条例を施行いたしますと、いろいろ具体的な事例が出てこようかと思いますが、そういったものを整理して、それをきちんと事業者に示していくことが適切と考えます。先ほど来３年後の見直しという話も出ておりますけれども、最初は努力義務規定にして３年後に見直すということも一つの方法ではないかと思います。

それから、先ほど遁所委員がおっしゃったように、努力する企業というのは発展して利益

を上げてくいくということになりますし、障がい者に対応するような努力をしない企業はおのずと衰退していくということも考えられないわけではありませんので、それであれば努力義務で十分ではないかと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。努力義務規定にすべきであるというご意見です。

（松永委員）

松永です。

私も法的義務にしていただきたいと思っています。皆さんがおっしゃったように、確かに企業側は最初驚くかもしれませんけれども、見直しというよりも、最初からきちんときめておいてその中にいろいろな、当然、最初から無理なことはできないと思いますので、期間を見ながらご理解いただいて、そこで差別がなくなっていく形になっていけばいいと思います。基本的に私たち、遁所委員がおっしゃいましたけれども、障がい者の生活に便利な機械として開発されたものは、実は、高齢者だとかそういう方々にも便利なものになっていると思っています。そういう意味で、決して無理なことを言っているわけではなくて、これは障がいのある人もない人も本当の意味で安心して暮らせる形につながっていくと思いますので、努力義務ではなくて法的義務にきちんと当初からしておいて、その中にいろいろ調整するですとかいろいろな話し合いの中で、時間がかかってもきちんと理解していく形に持っていけばいいと思います。３年後に何とかということではなくて、当初から法的義務にしていったほうがいいと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。法的義務を支持するというご意見だったかと思います。

（桝屋委員）

桝屋です。

私も法的義務に賛成です。ただ、高いハードルを設けて何でもかんでも強力なものにするのではなく、ステップアップ、スモールステップで少しずつ、障がいのない方にもこの条例のことを理解していただいてこの条例の意味をしっかりと読み取っていただいて、この条例が生きていく中で市民として生きていける、そういう新潟市であってほしいと私は願っています。障がい者に優しいということはつまるところ健常者に優しいという社会になるかと思います。そのためにできることをやっていけたら。最初は確かにつらいと思います。しかし、最終的にはやってよかった、これが当たり前でなんて素晴らしい都市なのだということに結びつくのではないかと思います。最初は法的義務で苦しいかと思いますけれども、どうしても私たちのことも考えて、それが回り回って健常者の方にも役に立つということであれば、

やはり法的義務は外せないのかなと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。

雰囲気でいうと、これは多数決で決めるわけではないのですけれども、ご意見のほとんどが法的義務だと。ただ、一番懸念されることが、事業者の方々がそれによって多大なる不利益を被るということ。やはりこれは避けなければいけないことだと思うのです。その場合に考えられる根拠として、過重な負担は企業には求めていないのだということとか、前文等で話し合いによって、いきなり一刀両断的に苦しめることは絶対にないのだということが意見として出されているのですけれども、それだけで本当に守られるかという辺りについて、角家委員や事務局から、こういったことが条例から読み取れるのでそのような心配はないのだということを何か言うことはできますか。

（角家委員）

角家です。

条例からそのようなことが読み取れるかどうかは分からないですけれども、仮に法的義務として指導、勧告、公表の対象になるとして、そのプロセスをきちんと制度として立て付けをきちんとすれば、いきなりひどい企業だというレッテルを貼るということにはならないと思っています。そこで、これから先の議論で出てくるところだとは思いますけれども、当然、企業の言い分も聞き、意見聴取の機会を設け、さらにその指導や勧告に従って、もし違法な状態があったとしてもやり直しのチャンスは与えられるわけですから、それに従ってやり直しをする。それも何もしないと、今私が考えているのは、そういうこともしないというような状態、非常に悪質な場合に公表に至るケースがあるだろうとは思いますけれども、今の状態が違法です、だから公表しますというような、いきなり公表するような乱暴なことにはならないので、そのような心配は、これから調査期間なりの制度の立て付けをどうするかを議論していくことになると思いますが、そこを慎重にして、刑罰を科すときに似た適正な手続きの保証をしていけばある程度の不安は解消できるのではないかと思っております。

（長澤座長）

ありがとうございました。ということは、資料４のこの辺の手続きについてもしっかり今後検討して、今のような経営者側、事業主の心配に対してこたえるということが必要になりますよね。ありがとうございました。

（熊倉委員）

これは勉強不足で、そういった情報があれば逆に教えていただきたいのですが、いろいろなサービスを利用する場合に、それは普通の人には使えるような形になっているので、障が

い者の方が使えるようにいろいろなことをやってくれというのが合理的な配慮だと大ざっぱに理解しております。問題は、公的な分野、裁判を受ける権利であったりということについては公的な部門に義務が課されているし、では、ごく一般に民間事業者、例えば、小売店というものを考えてみたときに、あるいは飲食店というものを考えてみたときに、２階に店舗があるところの階段だとかエレベーターでなければならないのかとか、それから、本当にそういう法律があるような国々でその辺がどのように変わっていっているのか。私は外国のほうはよく分からないのですけれども、なぜかやはり町並みのあれを見ていると、飲食店などは１階にあるのがほとんど常識のようにうなっていまして、２階以上にはあまりないというか、そういうことが関係あるのかないのか。問題は、そういうサービスを受けたいがために合理的な配慮を提供してくるというのが文言になったときに、それを受けて世の中がどのように変わっているのか、どこまでがいいとされているのかという、その辺りが今一つイメージがつかめないというのが事業者にとっては大変なのだろうと。その辺の具体的なものが分かればご理解も得られるのではないか。逆にそういったそれぞれの業界の方々でそうしたところに対する大まかなイメージだとか対応のようなものがあるのだとすれば、その辺が折り合いとして出てきて、どこまで配慮という辺りの、過度のリアクションというものがなくなって理解を得られるような形で行くのかという気がして、その辺、どうなのでしょうか。そういった情報をお持ちであれば、ぜひ、そういった先進国の国々でそういうことで実際にやっていてどういう事業者が負担して町が変わってきたかという辺り、それは未来図だと思いまして、素朴にお聞きできれば聞きたいということです。

（長澤座長）

今のような事情等について、どうでしょうか、遁所委員、もう少しお話しできることはございますか。もし難しければけっこうです。

（遁所委員）

諸事情と言われてもなかなか言えませんが、昔行ってきたところは建物の改善に、例えば、イギリスのロンドンに行ったことがありまして、そのときは町並みを変えないで後ろにスロープをつけたり、それからまた、昔のところでは２階からそのまま別の建物に行けるような、古いところも整備してあって、そういうようなものを利用したカフェがあったりしました。アメリカに行ったときは、それこそ熊倉委員がご指摘したように、１階というよりも路上ですが、歩行者天国にカフェなどが出ていて、だれもが使っていたと。それから、私の印象としては、ＡＤＡがあったので、ロンドン等、エレベーターがついたりというのは否めない事実だったと思います。

あとは、近いところで、新潟交通のバスセンターに、１階にバスのターミナルがあって２

階にテナントがあると非常にいいと思って、雪があったときに２階に行ける、駐車場も確保できる。古町もそのように２階を全部駐車場にして１階をテナントにすればいいのになと個人的に思ったりしたこともあります。

（松永委員）

外国ではなくて新潟市内の話なのですけれども、視覚障がい者の立場で熊倉委員のことを考えたのですけれども、飲食店が盲導犬使用者の入店を拒否するということは多くの事例があるわけですけれども、私たちは拒否した店に直接行って盲導犬の目的ですとか、決して店に迷惑にはならない、和室に上がった場合でもシートを敷くとかそういうことによってきちんと説明していくと、その店が分かってくれます。そういう店というのははやっている店というか、とても客の扱いが、視覚障がい者だけではなくてほかの障がい者なりいろいろな方々に対する対応も素晴らしいと思います。そういう意味で、盲導犬が断られたとしても私たちがきちんと説明して理解をしていただく、それから盲導犬のユーザーもきちんと自分たちの立場を理解して盲導犬の事情のことをきちんと考えて行動すると、決してその店には盲導犬が入ったからほかのお客様に迷惑をかけるとかそういうことは決してないわけです。ですから、そこで盲導犬の使用者と店の方がきちんとコミュニケーションをとって、どういう対応をするかということが理解できればいいわけですので、決して盲導犬を店に絶対入れないと言っていたところでも話をすれば分かってくださるのです。決してそれが営業に響いて盲導犬が入ったから店がだめになるとかそういうことはなくて、逆にいろいろな方々の対応を勉強することによってその店が繁盛していく、そういう事例があります。その意味で、それが法的義務だとしてもそのことは大丈夫だと思っています。盲導犬の、法律は義務的にはなっているわけですけれども、現実には拒否する店が多いわけです。障害者差別解消法の中で義務化していくことが私たち視覚障がい者にとって非常に安心して社会参加できる、併せてそこに盲導犬であれば理解していくということが非常に素晴らしい町になっていくのではないかと思っています。

（長谷川（イ）委員）

今の松永委員の話ですけれども、私たちの連合会も歩行訓練会というものがありまして、そこのところには２頭の盲導犬の人たちがいましたし、今週末にはまた秋の１泊旅行、バスで富士山まで行ってくるのですけれども、そこにも盲導犬を連れてくる人がいまして、私たちは初めての経験なのですけれども、旅行会社の人も向こうの温泉の人たちに言ってくれて、今回、初めてやらせていただくことになりまして、温泉にもそういうものは行き渡っているのかなと思いました。

（長澤座長）

ありがとうございました。提案なのですけれども、方向性というのは今の雰囲気ともう一つは社会の動きとしては法的義務の方向に進んでいることはまず間違いないだろうと思うのです。ただ、一方で事業主の方々の不安ということもそうですし、読売新聞の記事などを見ても、やはりここの点は一般の方から見ると非常にインパクトが強いと思うのです。考えると、今後検討する手続きについて議論し、さらに、私個人的にはいくつかシミュレーションとして、もしこういう訴えがあったときにこの手続きでどのように解決していくかということを、実際に事業主の方々に見ていただいて、そういうことも踏まえたうえで大丈夫ですということを言いながらも法的義務の方向に進むべきかなと考えるのです。資料４にある手続きの部分も議論していかないと、結論を出すのは少し難しいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

（田中委員）

私たちが構想してきた資料４のようなシステムの中でいろいろなトラブルを解決していくのか、それとも法的義務とした場合、先ほど角家委員からのご説明にもありましたように、裁判所によって履行確保が担保されるということですので、なにがしかの損害賠償請求に対して民事裁判の形をとることもありうると理解しました。とすると、私たちが構想してきた資料４にあるような世界とは違う、一種白黒つけるような裁判の世界にトラブルが持ち込まれる可能性が出てきます。もちろん、裁判の世界にも和解という、この辺でというものがあるわけですから、そう大きな違いはないかもしれませんけれども、法的義務というと、どうもこの資料４のシステムの外に出てしまうのかなという恐れがあります。この点については、私は法曹の実務家ではありませんので角家委員から正しいか正しくないか補足いただきたいと思います。また、もしそうなりますと、事業者の方にとってはかなり重い負担が生じる可能性がありますので、この辺については事業者の委員の方からも改めて見解をお聞きしたいと思います。

（長澤座長）

角家委員、ご説明をお願いしてよろしいでしょうか。

（角家委員）

角家です。

私も検討が不十分で回答として十分ではないかもしれませんけれども、もし裁判で民事訴訟に訴えるということになって、委員のおっしゃった損害賠償請求になるという可能性はあると思うのですが、その場合に条例に違反したから直ちに損害賠償請求になるのかということは検討が、今、私は少し自信がないところです。ただ、障がいのある方の人格を侵害した、人権侵害の一つ、不法行為の中の違法性の判断の中で考慮されるということはそうだと思い

ますが、条例の法的義務を履行しなかったことが直ちにそれにつながるのかというと、それはまた少し違う考慮があるのかなとは思いますし、その損害がどの程度になるのかというのは慰謝料ということになると思いますので、それがどのくらいなのかというのは例が分からないのであれですけれども、田中委員がおっしゃったとおり、この資料４にあるような解決とは別の道を選ぶ可能性が出てくるということはそのとおりなのだと思います。

（長澤座長）

ありがとうございます。

併せて、事業者の方というご指名があったのですが、いかがでしょうか。

（佐藤（佐）委員）

そういう裁判ということになればかなりの負担感があるというのは間違いないところではありますので、それも含めて努力義務規定であればいいなというところなのですけれども、やはり義務規定ということになりますと、事業所、だれでもそうなのでしょうけれども、やらされ感というか、どう表現していいのかよく分かりませんけれども、あまり気分のいいものではありません。やはり、こういったものは自主的に、先ほど松永委員がおっしゃったように、障がい者の方が理解を求め、それに対応した喫茶店が、繁盛しているというのはとてもいいことであって、であるとするならば、話をして理解を示していただけるのであればそれこそ努力義務規定でも問題ないのかなと考えております。どうしてもうまくいかないということであれば裁判にかかるというよりは、調整委員会ですか、そちらで解決を試みるというほうがまだいいのかなと思います。

（竹田委員）

法的義務にするということ、努力義務にするということの二つで、今、議論しているわけなのです。どちらも義務なのです。私は法的義務にしたほうがいいのではないかというように宗旨変えをしたわけです。最初の流れではみんな努力義務でいいかなという流れできたわけですから、弁護士会からの問題提起の中でもう一回深く考え直して、やはり法的義務にしたほうがいいなと思って意見を変えた、今に至っているわけです。

それで、実際に何が違うのかということで、千葉県が毎年細かい差別事例の相談をどう解決していったかという事案も含めて全部出していて、それを一部なのですけれども、垣間見て読ませていただくと、例えば、こういう解決をしましたという形が出てくるのです。商品及びサービスの提供という部門で、聴覚障がいのある人が旅行会社にツアーの申し込みをしようとしたところ、ツアーの参加を断られたという相談。旅行会社に事情を確認したところ、当該ツアーは日程が過密であり、現地の状況を考慮した結果、添乗員一人では相談者の安全確保のための十分な配慮を行うことが難しいと判断しお断りしたが、行程内容が異なれば参

加は可能とのことだった。相談者は完全には納得しなかったが、会社の考えに理解を示し終結となった。これが一つの商品及びサービスの提供。

労働者の雇用でも、同じような長さなので読みますが、知的障がいのある 20 代の子どもが職場の配置転換により軽作業しか任されなくなり、嫌がらせではないかという母親からの相談。職場を訪問し事情を確認したところ、スピードと正確さを要求される仕事に本人がついて行けなかったことが分かった。会社と本人の間で本人が長く働き続けられるようにすることを前提に話し合い、就労支援機関が本人と会社の支援にかかわることになったという形の解決で終結としているのです。

こういう形の解決、もしくは終結ができているのは、きちんと話し合いができているからなのです。あっせん調整してきちんと両者の話を聞いて、それで相談者も、私は差別を受けたと訴えてきた相談者も、こういうことがあったみたいですということを伝えられる中で、そうだったのだということで終結という形に導かれているのです。千葉県条例は法的義務なのです。法的義務だから、まず、おまえ差別したなと言われたときにだれもいい気持ちをする人はいませんよね。企業ならば当然です。しかし、法的義務だから話し合いには応じなければならないなという力は働くと思うのです。これが努力義務になってしまうと、努力義務だから話し合いはしなくてもいいでしょうとなる可能性が私は一番恐れることなのです。やはり話し合いをするということをやらない限り相互理解はできないわけで、そこを担保するためには法的義務ということをきちんとしておく必要性があるし、なおかつ事業者には、決してこれは事業者いじめの制度ではないのだということを、先ほど座長からどういう事例でどういう展開がなされるかの具体的な事案を示してもう一回議論できないかというご提案がありましたけれども、千葉県条例の中で報告されているさまざまな事例を見ると、本当に率直に思ったのですけれども、障がい者を一方的に味方する条例ではないということをとても感じました。

まとめの中にもこういう文章があるのです。広域専門相談員などを有する相談、相手を憤慨させたままにせずに相手からの協力を得て一連の事情を聴取していく。そして、見えてきた問題の本質は度重なる医療中断から起きている地域住民とのトラブルによる賃貸契約拒否、これは精神障がいの方の服薬をしなかったがための問題が背景にあります。不適切な処遇に起因する障がいのある人の問題行動による契約更新拒否、あるいは障がいのある人の刺激などによる職場の解雇など、目前で起きている事象よりも深刻な問題がある場合があると。広域専門相談員は問題の本質を見極めたらその問題を解決するために相談者にそのような事情や背景があることを確認し、まず根本となる問題の解決を図ることを相談するという形で、今、議論の中では我々は事象なしに議論しているからどうしても単純化して、事業者対差別

を受けた障がい当事者の対決構図で話し合いがどうしても進行しているのですけれども、実際にこの条例で動いていく場面の中身で、決してそうではなくて、お互いの無理解とか障がいに対する偏見といったことがお互いにあるということを確認し合いながら、話し合いで進めていこうということなのです。その意味で、前提となる話し合いを確保するための法的義務なのだという形で私の場合は考えました。

（長澤座長）

ありがとうございます。そうなると、やはりシミュレーションといったことも必要だと思うのですけれども、今のような具体的な事例を共有するということも必要だと思いますし、一方で、事業主の方々の懸念されることももう少し意見を伺ったほうがいいのかなと感じました。そのうえでこの手続きでそういう心配が払拭されれば、円満に法的義務という道を選べるのではないかと考えるのです。

ただ、先ほど田中委員からご指摘があったように、いきなり裁判という可能性もあるのではないかということですが、そういう場合に逆に事業主が資料４にありますようなシステムに持ち込むことは可能でしょうか。そういうことは難しいのでしょうか。私は可能のような気がするのですけれども、どうでしょうか。事業主のほうが困ったと、自分たちはそういうつもりではないし難しいのだけれどもということで、こちら側に。

（事務局）

資料４でご説明させていただこうと思ったのですが、関係者が相談機関に相談できるということになっていまして、その関係者の中には事業主というか民間事業者を含むと考えておりまして、それは合理的配慮とはどういうものかとか、そもそも当事者があっての相談以外の部分も含めて相談機関が民間事業者の相談に乗るような形を考えておりました。

それで、資料４を先に説明させていただきたいのですが、前回の資料の中で資料４の矢印、右上の矢印ですが、関係者から相談機関へ相談する①というものがなかったのですが、今回、この資料４の中では右上の①の相談、関係者からの相談も矢印で追加させていただいたという経緯がございます。

（長澤座長）

ということは、私が言ったようなことは可能だということですね。ありがとうございます。

そうすると、ますます資料４の手続きの妥当性といったものが、しっかり議論したうえで法的義務か努力義務かという結論を出すべきかなと感じるのです。つまり、この資料４の説明をもう少ししていただくということでいかがでしょうか。

（川崎委員）

川崎です。

努力義務、法的義務のところですが、法的義務になればしなければならないですから、効果は当然大きいです。その一方で、この条例はそもそも何を一生懸命やるべきなのか。障がい者理解を深めるという意味で研修、啓発などいろいろな取り組みを盛り込もうとしています。その相手はだれかということです。事業者であり、そこに勤めているであろう市民も多いはずです。そういう方々に啓発だとかそういったことをまずやらなければ、そもそものところが動き出さない。そういう意味で、努力義務、法的義務の前段にある合理的配慮のことについての議論です。合理堤配慮というのは何だろうということだと思います。そもそも過度な負担を伴わない、過度な負担のものはしなくていいというのが合理的配慮です。この前段のところをしっかりと皆さんに周知していかなければ、これが共有されなければ、いつまでたっても法的義務、努力義務の議論だけで終わってしまうということになりかねません。考えとしては法的義務で私はいいと思っています。しかし、その前段の大事なところを共有していく、ここが一番大事なところだと思っていて、その仕掛けがない限りは、いきなり法的義務というのはやはり乱暴だと思います。だからといって努力義務に賛成だとは言いません。むしろしっかりそれに取り組む期間なりを担保して、それにしっかり取り組むのだということをはっきりさせて実行する、これが担保されない限りは法的義務とすることに関してはむしろ反対というところに考えが行かざるを得ません。そういう期間なりそういった仕組みが担保されることが大事だと思っています。

蛇足ながら、法的義務で改修などを求められたらやらなければならない。そうではないのだと思うのです。結局、経済的負担が過度であればできないわけですから、無理なことは求めない。佐藤（佐）委員は前回おっしゃっいました。「何らかの支援策がほしい」と。しかし、支援策が必要なものは無理なこと、それがなければできないことは無理なことだというのが考え方の本筋だと思うのです。いわゆる経費的なことを言えばです。そもそもそこまでのところは求めていないのだというところ、こういうところをしっかりと確認しながら共有していく、これがあって初めてこの議論だと思うのです。これを抜きにして努力義務、法的義務だけ語ってはいけないのだと思っています。そういった取り組み、それからそれがある程度進められる、この担保がなければ私は努力義務にしておくべきだと思います。基本的には法的義務に賛成しますけれども、やはり前提条件が必要だと思います。

（佐藤（洋）委員）

佐藤です。

この条例検討委員会の第１回目に、皆さんでどういう差別の事案があったのか出し合いましたよね。その中で、私は冒頭に発言したように記憶しているのですけれども、市民への啓発、教育が一番大事だ、そこがなければ進まないのではないか。だから教育が大事、小さい

ときからそういうことが大事だということを言いながら啓発していこうと。そしていろいろなことを市民が分かり合えたうえで障がい者を受け入れられる、障がいのいろいろなことを知るという意味で私たちが学んでいかなければならない。その中でこういう条例があってのものだと私は考えていたのですけれども、やはり原点に戻って障がいのある方がどのような差別を受けてきたか、それを振り返ったときに、努力義務であろうと最終的には市民啓発、それから当事者との話し合いという部分でできるだけ折り合いをつけていって、みんなで住みやすいまちづくりというように私は考えておりました。

（長澤座長）

そうすると、やはり理解啓発ということを具体的な計画の中に入れて、この条例を施行するに当たっても、だれを対象にどのような内容で一般市民とか事業主の方とか、そういったことを確実にするということをこの場でしっかり皆さんの同意を得て、そのうえで義務規定を入れるということは、皆さん同意してくださるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

（角家委員）

先ほどの司法上の損害賠償請求になるかどうかということについて、少し補足でお話をさせていただきます。努力義務規定と法的義務規定というのは、よく労働法制のところで使われる手法、努力義務規定を入れてそれから法的義務になるというのはよく使われるソフトランディングの方法としてあるのですが、その中で、男女の賃金の差別について争われた事案で、努力義務規定時代のものについて損害賠償請求を認めたというものがあります。これを紹介させていただくと、改正前の男女雇用機会均等法第８条が努力義務を定めているのは、まさに事業者に努力する義務を法律上課しているのであって、単なる訓示規定ではなく、実効性のある規定であることは男女雇用機会均等法自体が予定しているとされ、上記目標を達成するための努力を何ら行わず、均等な取り扱いが行われていない実態を積極的に維持すること、あるいは当該男女差別をさらに拡大するような措置を執ることは同条の趣旨に反するものであり、原告主張の不法行為の正否についての違法性の判断の基準とすべき雇用関係についての司法秩序には上記のような同条の趣旨も含まれるというものがあります。法的義務だから損害賠償請求権が発生する、努力義務なら発生しないと直ちにイコールではない、努力義務規定であっても司法上の契約関係等については違法の判断の事情とされることがあるということであろうと思いますので、補足して説明させていただきます。

（長澤座長）

ありがとうございました。

それでは、時間の関係もありますので、私の提案として資料４のご説明をということなの

ですが、そのような進め方でよろしいでしょうか。つまり、公表についての議論を次回に送るという意味です。事務局、よろしいですか。

（事務局）

はい。資料４の説明が、すみません、資料５、資料６と絡んでいまして、一括して、説明がかなり長くなります。

（長澤座長）

申し訳ありません。そうすると、やはり公表のことについて先に議論したほうが、関連もしていますのでよろしいですか。

では、お願いいたします。

（事務局）

資料３についてご説明いたします。本日お配りしました資料３をご覧ください。こちらは各都市の公表までの手続きを比較した表になっております。前回の検討会で公表までの手続きが慎重なものかどうか、当市の手続きと比較しながらというご意見をいただいたところでございます。表の一番下にあります９、公表を条例に盛り込んでいる自治体が 12 自治体中７自治体ございます。盛り込んでいない自治体が五つとなっております。

助言・あっせんの申立てから公表までの手続きのうち、新潟市の場合は当事者に話を聞く機会を３回設けております。横長の太枠の線になりますが、２の助言・あっせんの申立てに基づく事実の調査、４の紛争解決機関による調査、８の公表前の意見陳述の３回でございます。公表を条例に盛り込んでいる自治体のうち新潟市同様３回の聞き取りの機会を設けている自治体が千葉県、さいたま市、長崎県の３自治体になります。熊本県、鹿児島県については申し立て後の自治体による調査を行っていないため、聞き取りの機会は２回となっております。また、京都府は申立先が紛争解決機関となっており、その後、紛争解決機関が調査を行うため、公表前の意見陳述と合わせてやはり２回となっております。また、茨城県は紛争解決機関を設けていないため、申し立て後の知事による調査と公表前の意見陳述の２回となっております。ということからしますと、３回というのは最も多い回数ということになろうかと思います。

なお、さらにより慎重な制度とする場合には、６の勧告前に意見陳述の機会を設けるという方法も考えられます。勧告前の意見陳述を設けている千葉県では、公表という制度を条例に盛り込んでいませんので、勧告が最終的な手段となっております。そのため、新潟市とは少し事情が異なっていると考えております。また、北海道は公表前に意見陳述の機会を設けるのではなく、勧告前に設けるということになっております。繰り返しになりますが、３回設けているということからしますと、他都市の手続きと比較しても慎重な規定になっている

のではないかと考えております。

また、公表までの手続きのうち、他の自治体と異なっている点をご説明させていただきたいと思います。５番の助言及びあっせんのところを見ていただきますと、新潟市の場合、助言・あっせんは市長が行うこととしております。北海道、岩手県を除く 10 自治体が助言・あっせんを条例に盛り込んでいますが、うち７自治体は紛争解決機関が助言・あっせんを行うこととしております。今のたたき案では、差別事案当事者に大きな影響を与える助言・あっせんについては紛争解決機関で行うのではなく、市長の責任のもと行うべきという考えから、八王子市、別府市、茨城県と同様に行政の長である市長が行うということを考えております。

（長澤座長）

ありがとうございました。

ただいまの説明と先ほどの角家委員の説明を踏まえて、公表を盛り込むべきか、加えてその手続きのあり方についてご意見をいただきたいと思います。かなり慎重な手続きで公表に至るということが読み取れるかと思います。

（金子委員）

一発で公表するということではないと思うのです。それで、公表というのは、見てみますと、できる規定になっていますので、もう少し柔らかく、できる規定を加味した公表というニュアンスでやったらどうかと思うのです。

（長澤座長）

ありがとうございました。基本的に賛成の方向なのだけれども、表現の仕方を少し工夫してほしいということです。

（事務局）

今のものに補足して、資料５を少し説明させていただきたいと思います。

資料５をご覧ください。これが助言・あっせん、勧告・公表の○×表になっているところですが、義務規定である場合は不当な差別的行為の禁止に関しては助言・あっせん、勧告・公表の対象になりますし、合理的配慮の不提供の禁止の場合につきましても義務規定であれば勧告・公表の対象にはなるだろうと考えておりまして、努力義務の場合は勧告公表の対象にはならないと考えております。

（長澤座長）

合理的配慮の不提供の禁止は法的義務か努力義務かによっても勧告・公表が違うということを示しているかと思います。こういったことも踏まえて公表を盛り込むべきか、その場合の手続きはよいかということについてのご意見はいかがですか。

（白柏委員）

白柏です。

資料５を見ると、差別と認められない事案のところで勧告と公表が一緒に並んでいるのですけれども、勧告と公表はやはり違うと思うのです。公表するということは事業者にとっては最大の罰則と言っていいと思うのですけれども、かなり大変なことになると思います。それと、勧告というのはお知らせするというか告げるということですよね。それと市民に公表してしまうということは同列に扱えないような気がするのですけれども、いかがでしょうか。

（事務局）

回答させていただきますと、前回資料の資料３のたたき案の第 15 条を見ていただきたいのですけれども、13 ページになります。考え方なのですけれども、第 15 条のところに差別をしたと認められるものとあって、勧告から公表にかけての部分を差別したと認められる者が対象になるという書き方をしているので、今、勧告と公表が一緒の形で書かれているところです。

（長澤座長）

今の説明でご納得いただけたでしょうか。

（事務局）

補足しますと、助言とかあっせんというところまでは差別と認められなくてもできるだろうという考え方でございます。勧告と公表は確かに与える影響は違うかもしれませんが、勧告ということになりますと、実際に差別をしたと認めた場合にしか勧告ができないのではないかということで、勧告、公表をひとくくりにさせていただいているということです。

（長澤座長）

今の説明でいかがでしょうか。

（白柏委員）

一応納得ですけれども、私としては角家委員に聞きたいです。それをこのようにひとまとめにして併記していい言葉なのかどうか。

（角家委員）

勧告と公表は別のことなので、併記するというか同じものとして論ずるべきものではないと思いますが、この表は、できるかできないかで分けただけで、同列で扱うということにはしていないと私は理解したのですが、そういうことで事務局の皆さんがよろしければ。

（長澤座長）

違うものであるのだけれども、表示の仕方を同じにしているという説明だったかと思います。

改めて、公表についてご意見はいかがでしょうか。手続きについても反対という意見が出てこないのですが。

（竹田委員）

どうあるべきかというのは正直分からないのですけれども、障害者差別解消法は努力義務にしているのですよね。努力義務ですけれども、ただの努力義務ではなくて助言、指導、勧告の対象になっています。障害者差別解消法の中身から新潟市条例のこの表を見ますと、努力義務に事業所が×になっているのは少し違うのかなと思っています。

（長澤座長）

努力義務の場合でも勧告・公表になるのではないかということですよね。どうでしょうか。

（事務局）

少々お待ちください。すみません。

（事務局）

障害者差別解消法ですか。

（竹田委員）

障害者差別解消法の第８条に第 12 条、第 26 条で報告、聴取に従わない場合は罰則も科せられるまで、障害者差別解消法の時点で決められているのです。努力義務であるにもかかわらず。

（事務局）

第 26 条については、第 12 条の規定の報告をせず、または虚偽の報告をした場合の罰則であり、合理的配慮については、基本的に罰則はないと私は読んでいるのですけれども。

（竹田委員）

私たちは分かりません。

（角家委員）

すみません、障害者差別解消法の条文を持っていなくて。

（竹田委員）

罰則はないのですか。

（角家委員）

罰則はないと思います。

（長澤座長）

ということは、この表記でいいわけですね。

（竹田委員）

合理的配慮ではなくて、報告に応じないときにということですね。分かりました。

（長澤座長）

特に異議なければ盛り込み、手続きも事務局のこのような手続きで行くということでいかがでしょうか。

（田中委員）

努力義務の場合に勧告、公表まで行かないことの理由を説明していただきたいと思います。

（事務局）

前回お配りした資料３の 13 ページで、勧告のところに、差別したと認められる者が、正当な理由なく助言などに従わないときはこれに従うよう勧告することができますとしています。それで、この条例の中では、義務違反のものを差別と見なすというように私は解釈していたので、勧告・公表の対象にはならないとして表記させていただきました。

（田中委員）

細かいことにこだわって恐縮ですが、第２条の４、５に差別の定義規定があるので、合理的配慮の不提供を言うだけですから、不提供についての、第６条ですか、第６条が法的義務規定なのか努力義務規定なのかによって変わるところはないと思うのです。努力義務規定であっても合理的配慮の不提供はありえるわけですから、それは勧告・公表の対象になるように読めるのではないかと思うのです。

（事務局）

確認して、次回、回答させてもらいます。申し訳ございません。

（長澤座長）

それでは、結論を出すには今一度、もう少し時間が必要だと思われますので、次回、最初に今の件をご答弁いただいたうえで公表について結論を出したいと思います。

では、だいぶ天候も荒れてきているようですので、時間も来ましたので、本日の議論はここで打ち切らせていただきます。

事務局、お願いいたします。

４．その他

５．閉会

（司　会）

長澤座長、また委員の皆様、長時間にわたり大変お疲れさまでございました。

次回の第 13 回の検討会ですが、11 月 20 日木曜日、午後７時からの開催となります。次回の検討会の進め方ですが、今日、予定まで行きませんでしたので、その続きをすることに

なろうかと思いますが、また開催のご案内の中でその辺をお知らせさせていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして第 12 回条例検討会を終了させていただきます。本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、どうもありがとうございました。